

平成 31 年度事業計画

1. 事業方針

公益財団法人日本相撲連盟は、「相撲の底辺拡大」「相撲の国際化推進」「競技力の向上」を三大目標に掲げ、その実現に向けて財源の確保と組織の充実強化に努め、加盟団体である都道府県相撲連盟、日本学生相撲連盟、日本実業団相撲連盟、全国高等学校体育連盟相撲専門部及び日本女子相撲連盟と連携・協力して諸事業を積極的に推進していく。

- ・ 日本アマチュア相撲最高位の大会である全日本相撲選手権大会は、今年第 68 回大会を迎える。相撲の底辺拡大のためにも、地方大会、主要大会の充実を図り、全日本相撲選手権大会の一層の充実につなげる。
- ・ 第 74 回国民体育大会相撲競技の開催に向けて、開催地(行政及び県相撲連盟)と連携を密にし、競技会運営に万全を期すため協力、助言、指導に当たる。
- ・ 第 23 回世界相撲選手権大会、第 14 回世界女子相撲選手権大会、第 16 回世界ジュニア相撲選手権大会及び第 8 回世界ジュニア女子選手権大会は、アメリカ合衆国・ハワイ州において開催される。大会には役員・男女の選手団を派遣し、全階級での好成績を目指すとともに、各国の指導者・選手との交流を通じグローバルな視野をもって相撲競技の普及及び競技力の向上を図る。
- ・ 全国都道府県における女子相撲の普及活動を強化・推進する。あわせて、女子相撲の国体競技種目入りを進めるため、全国各ブロックにおける予選会開催の推進を図る。
- ・ 9 年目を迎える中学校体育授業における武道必修化については、「相撲」採用校・採用希望校のために、安全で効果的な授業を主導する指導者の育成と、充実した教材の開発及び提供を進めていく。
- ・ 競技活動・スポーツ指導における暴力行為根絶、アンチ・ドーピング等「インテグリティ」(高潔性、清廉性、健全性)の確保について、当連盟においても更に周知・徹底していく。

2. 事業計画

「定款第 4 条(事業)」の各号に掲げる事業区分に応じて、以下のように定める。

(1) 相撲の普及及び振興に関する事業

- ① 中学校相撲授業の授業協力者の育成と授業協力者に関する相談窓口の解説
- ② 相撲採用の中学校に向けた教材の充実
- ③ 公認スポーツ指導者制度改定に伴う対応及び資格取得推進
- ④ 都道府県相撲連盟又はブロック相撲協議会の主催講習会等への講師派遣
- ⑤ 後援競技会等への役員(公認審判員等)の派遣
- ⑥ 女子相撲の普及と全国小学生相撲優勝大会各ブロック予選会の開催
- ⑦ 海外への相撲指導者派遣その他の海外における普及に関する協力

(2) 相撲に係る講習会の開催及び指導者の養成に関する事業

- ① 全国小・中・高・大学及び社会体育相撲指導者研修会 (日本相撲協会との共催)
8月 20 日(火)～23 日(金) 国技館相撲教習所・草津相撲研修道場
- ② 第 6 回相撲指導者研修会(日本武道館との共催)
11 月 15 日(金)～17 日(日) 日本武道館研修センター(千葉県・勝浦市)
- ③ 平成 31 年度学校相撲実技指導者講習会 (スポーツ庁との共催) 2 月予定
- ④ 公認相撲指導者養成講習会(専門講座 日本スポーツ協会主催)
2 月予定
- ⑤ 強化コーチの研修会の開催

⑥ その他の講習会等の開催及び支援

(3) 相撲の競技力の向上に関する事業

- ① ナショナルチーム選手の強化
- ② 女子相撲選手の競技力向上
- ③ ジュニア選手の育成強化(男・女)
- ④ 国際大会の予選大会実施
- ⑤ 競技力向上に関する研究

(4) 相撲に係る規則の制定に関する事業

- ① 各種規約類についての検討・見直し

(5) 相撲の審判員の養成及びその資格の認定に関する事業

- ① 認定講習会の充実
- ② 認定に係る競技委員会の開催
- ③ ブロック協議会主催公認審判員養成講習会への支援
- ④ 加盟団体主催公認審判員養成講習会への支援
- ⑤ 国際公認審判員講習会の開催等による国際公認審判員の育成

(6) 相撲の日本選手権大会その他の競技会の開催に関する事業

- ① 競技会の主催、共催及び後援 詳細別紙(平成31年度主要大会予定表)
- ② JOCカップ小学生ブロック大会への支援等、ブロック大会の推進
- ③ その他の競技会の開催の支援

(7) 相撲の国際競技会等への代表参加者の選定及び派遣に関する事業

- ① 世界相撲選手権大会(アメリカ合衆国・ハワイ州)への男女選手団派遣
- ② 世界ジュニア相撲選手権大会(アメリカ合衆国・ハワイ州)への男女選手団派遣
- ③ その他海外への相撲遠征や強化チームの海外派遣への協力

(8) 公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。

- ① JOC諸事業への積極的参加、JSPO諸事業への協力

(9) 相撲に関する国際的な競技連盟に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。

- ① GAISF等の事業への参加に向けた取組

(10) この法人の目的を達成するために必要なその他の団体に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。

- ① 日本武道協議会等

(11) この法人の会員登録に関する事業

- ① 会員登録制度の正常化
- ② 新規会員登録の促進

(12) 相撲段級審査に関する事業

- ① 段位登録の奨励と高段者の昇段申請促進
- ② 段位審査会の実施(年3回)
- ③ 相撲級位制度の普及と底辺の拡大(小・中学生対象)

(13) 相撲に係る刊行物の発行に関する事業

- ① 機関誌「ちから」の発行(年4回)

- ② ホームページの充実
 - ③ 報道機関への情報提供
 - ④ 月刊「武道」その他の専門誌への執筆、寄稿
 - ⑤ 記者懇談会の開催
- (14) 相撲の競技者のアマチュア資格の認定に関する事業
- ① アマチュア復帰申請者の認定(年3回)
- (15) 相撲に係る表彰に関する事業
- ① 優秀団体・優秀個人等の表彰
(相撲功労賞・普及振興精励賞・国民体育大会開催尽力功労賞・永年出場功労賞・最優秀賞・優秀賞)
 - ② 関係団体への表彰候補者の推薦
(日本武道協議会表彰・国民体育大会功労者表彰・日本スポーツ賞表彰 他)
- (16) 相撲に係る医事又は科学に関する事業
- ① ドーピング・コントロール事業の推進
 - ② 主要大会でのドーピング検査実施
 - ③ ドーピング・コントロール啓発活動の積極的展開
 - ④ AEDの競技会場内設置
 - ⑤ 外傷の継続的実態調査・把握
 - ⑥ スポーツ医科学の専門家養成
スポーツドクター、アスレティックトレーナー、スポーツデンティスト、
スポーツファーマシスト、スポーツ栄養士等
 - ⑦ スポーツと健康に関する啓蒙活動(機関誌 ちから「土俵の健康」など)
 - ⑧ 日本武道学会相撲専門分科会の積極的活用
 - ⑨ 特別支援学校での相撲指導法の検討
 - ⑩ 中学校部活動ガイドラインに沿った指導書の作成
- (17) 相撲に係る用具、施設等の公認及び業者の指定に関する事業
- (18) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ・財政基盤の確立
 - ① 日本相撲振興会会員組織の充実
 - ② 日本スポーツ振興センター及び日本オリンピック委員会等関係団体への助成金の増額要請
 - ③ 主催大会開催時におけるチケット販売収入、広告収入、物販収入等の拡大
 - ④ 財政基盤の確立に係る長期計画の策定
 - ⑤ 諸経費の削減
 - ・事務局体制の強化
 - ⑥ 事務局体制の強化
 - ⑦ 人材の確保
 - ⑧ 職務分掌の明確化
 - ⑨ 事務処理の効率化
 - ⑩ 加盟団体等事務担当者研修会の開催

以上